

PRESS
RELEASE

法定相続情報証明制度がスタートしました！

戸籍の束が1枚の証明書に！ 未登記問題の解決、相続登記の促進へ期待

平成29年5月29日に制度開始し、6月末までの札幌法務局管内での利用件数は**231件**。

従来の相続手続では、金融機関や法務局など手続先ごとに、毎回「戸籍の束」を提出し、それぞれ確認作業を行うため手間も時間もかかりました。

これからは、相続手続の**最初に、法務局に戸籍の束を提出して証明書(法定相続情報一覧図の写し)を発行してもらえば**、それぞれの手続先には戸籍の束に代えて証明書の提出で足りることとなり、提出書類が大幅に少なくて済むようになります。

亡くなった方の名義のまま現在の所有者がわからない土地が公共事業や復興の妨げとなるなど、社会問題となっています。預金や年金などの手続と比べ、土地や建物の相続登記は後回しにされてしまう傾向があります。

制度導入により、**相続手続といえば、まず法務局へ！**という流れが生まれ、**相続未登記問題の解決、相続登記の促進**が期待されています。

札幌司法書士会では、市民の皆様の相続手続きの負担軽減のため、「**法定相続情報証明制度**」の普及に努めると共に、これからも相続登記の促進に向けた活動を積極的に展開してまいります。

法定相続情報一覧図の写し(例)

被相続人 ○○	法定相続情報
○○	○○
○○	○○
	作成者 □□
平成○○年○○月○○日	
札幌法務局	
登記官 △△	印



お問合せ先

札幌司法書士会 札幌市中央区大通西13丁目4番地 中菱ビル6F

TEL 011-281-3505 FAX 011-261-0115 <http://www.sihosyosi.or.jp>